

特集：改正入管法・育成就労法の要点 2

外国人材が満足できる環境の構築が求められる

「出入国管理法及び技能実習法の一部を改正する法律」が成立した。株式会社 ACROSEED の佐野誠氏は、外国人の意思による転籍が可能となり、最短1年で転籍する可能性があることから、賃金や自己成長の実現など「外国人が満足できる環境を構築していくことが求められる」と指摘する。

トピックス	◆「過労死等防止対策大綱」の変更を閣議決定 28
好評連載	◆人手不足時代の採用・定着に繋げる！「ハローワーク活用術」[14] ... 34 職種別求人票の実例①～保育、教育～ 社会保険労務士 五十川将史
	◆日々去来～全国ハローワーク探訪～ [831] 44 お仕事探しの応援隊！ 和歌山・橋本公共職業安定所 大屋揮與子
	◆判例詳解 [274] 株式会社青葉メディカル事件 48 試用期間延長は認めるも採用拒否は無効 実践女子大学非常勤講師 清水弥生
	◆我が国の人事・労務管理のルーツを探る・第3部 [66] 56 江戸時代のサラリーマンの生活 榎木敬
	◆税務相談百例 [272] 60 新規設立法人のインボイス制度 税理士 野村浩子

ニュース	平均受給額1万7415円、賃上げ率5.33%（厚生労働省・令和6年「民間主要企業春季賃上げ妥結状況」）／率は5.58%で1991年以来の5%超（経団連・大手の賃上げ最終集計）／カスハラを雇用管理上の措置義務に（厚労省検討会が報告書をまとめる）／柔軟な働き方の措置、25年10月施行（労政審が改正育介法の政省令案などを了承）／労働経済指標 24
労務相談室	再雇用を70歳まで延長／「解雇・退職事由に該当する者」以外は除外不可か ... 62
読者アンケート 47
編集後記 64